

～ 「くるみん」の認定申請を予定している皆様へ～
行動計画期間が終了する前に！ご確認ください！

次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定の申請を多数いただいておりますが、特に初回の認定申請において、以下の基準を満たさないことから不認定となるケースが少なくありません。

認定基準を1つでも満たさない場合は、男女の育児休業取得率や行動計画に掲げた目標を達成したこと等、他の認定基準を満たしていても、認定することができませんので、**必ず行動計画期間が終了する前に以下についてご確認ください**、満たす場合に認定申請を行っていただきますようお願いいたします。

なお、行動計画期間の終了日は任意ですが、多くの企業では3月31日となっています。



【認定基準7】

3歳から小学校就学前の子どもを育てる労働者について、以下のいずれかの制度を講じていること。

- 所定外労働の制限（※時間外労働の制限ではありません）
- 育児短時間勤務制度
- 始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ（時差出勤）等

【ポイント】

● 正社員だけでなく、**契約社員やパート・アルバイト、定年後再雇用者等を含む全ての区分で**上記いずれかの制度を設けていること。

⇒申請の際は全ての区分への適用を確認できる規定を添付してください。

● 各制度の対象となる子の年齢は、**最低でも小学校就学の始期に達するまで**であること。

【上記要件を満たしていない場合は・・・】

今期の行動計画で認定を目指す場合は、**行動計画期間が終了する前に**、以下1）又は2）の対応が必要となります。



1) なるべく早く認定を申請したい場合

⇒**関係規定を認定基準を満たす内容に改訂し、計画期間内に施行する**

【注】例：計画期間が3/31に終了する場合 ⇒ 施行日は4/1ではなく、3/31以前

2) 行動計画期間終了までに1) が間に合わない場合

⇒**計画期間が終了する前に、行動計画の期間を1年等（※）延長し、終了までの間に全ての認定基準を満たすように対応する**

【注】①行動計画期間を変更した場合は、東京労働局指導課への変更届の提出の他、新しい行動計画の労働者への周知及び社外への公表も必要となります。

②計画期間を数か月だけ延長した場合でも、認定基準8（時間外労働及び休日労働に関する計画期間終了事業年度の状況）の関係で、計画期間終了日を含む事業年度が終了するまでは申請できません。

厚生労働省 HP の「次世代育成支援対策推進法」のページでは、くるみん等次世代法に基づく認定基準について解説したパンフレット等を掲載しております。右のQRコードからご覧ください。



東京労働局 雇用環境・均等部 指導課（くるみん担当）

【電話】03-3512-1611